

審 査 請 求 理 由

第一 まえおき

地方公務員災害補償基金宮城県支部から提出されるであろう弁明書に対して、反論を予定しているので、本審査請求理由においては、簡潔な請求理由に留める。

第二 理由

一、中体連の市バドミントン部委員長，県副委員長として行った中体連の大会運営等，及び全中実行委員会事務局総務部長として行った準備や運営は公務である。

「3 本件についての検討」の(2)の中体連バドミントン専門部の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務についての「公務遂行性」の評価は、学校現場の実態を全く無視した評価であり、承服できかねる。

中学校における部活動は、中学生の健全な発達を促す上で、生徒指導や進路指導などと大きな関わりを持ち、中学校の教育活動の中で重要な位置を占めています。中学校体育連盟(中体連)は、中学校の体育系の部活動での中学生の活動の成果の発表の場である各種競技大会等を準備・運営している団体である。また、中学校総合体育大会等は、その教育的意義が大きいことから、主催団体に任命権者である市教委や県教委もその一員となっている。学校においては、この時間は、学校行事として教育課程に位置づけられている。そこで事故にあった生徒には、学校管理下の事故として、「学校健康センター」から、治療費の給付がある。このように中体連は、形式上は、任意団体の形態を取っているが、本来、市教委や県教委が行うべき業務を遂行しているところで、き

わめて公的な団体です。

中体連の構成は，すべての中学校が学校単位で加入しており，体育系の部活動の顧問は，校長の命令により，それぞれの専門部の部員にされており，実質的に拒否することはできない。また，中体連の日常の業務は，勤務時間内に行っており，「職務に専念する義務の免除」がされておらず，「公務」として行われているのが実態である。また，学校から出る場合は，「出張」として校長より命令があり，「公務」として扱われている。その際の旅費については，その主たる業務の内容が，学校運営や教育活動に関連するもの場合は，公費から支給されている。

全中実行委員会は，全国大会という大きな大会を成功させるための準備・運營業務として，中体連の中に専門チームとして委嘱されて従事しているものである。現に，全中実行委員会の業務を「公務」と認め，全中実行委員会の委員長は，任命権者の辞令を受けて，専門にその業務に従事している。

全中実行委員会の業務は，中体連と同様に，日常の業務は，勤務時間内に行っており，「職務に専念する義務の免除」がされておらず，「公務」として扱われている。また，学校から出る場合は，「出張」として校長より命令があり，「公務」として扱われている。また，これらの業務は，勤務時間内だけでは処理することができずに，時間外まで及ぶのは必至である。

このように，中学校の現場では，中体連や全中の業務は，「公務」として認識して行っているのが実態である。これが，本通知により「公務外」と認定されれば，子どもたちの部活動の成果の発表の場である各種大会等の開催が困難になり，中学校教育に大きな支障と混乱を引き起こすことが予想される。

中体連や全中の業務を，形式的に任意団体だからと評価しないで，中学校現場の実態を十分に調査の上，「公務」として評価す

るよう審査請求します。

「3 本件についての検討」の(2)の校務分掌で定められた業務についての評価で、「校務分掌で定められた業務が、通常の日常の職務に比較して特に過重であったとは認められない。」と、しているが、中学校の「通常の日常」とは、教科指導、生徒指導、部活動などで、ほとんどの職員の退勤時間が、19時以降になっているのが現状です。この実態が、中学校の「通常の日常」の勤務である。まさに日常的に過重な状態である。

何を基準に、「通常の日常の職務に比較して特に過重であったとは認められない。」と、判断したのか不可解であり、被災職員の職務の過重について正当に評価されていない。正規の勤務時間との関係で、長時間労働か否か、その労働時間が当該職員にとって過重であったかどうかを判断すべきである。

二、本災害の原因」は、「公務」の過重によるものである。

認定通知では、「3 本件についての検討」の(5)で、本件に係る医学的知見として、「本件は、自殺前に、従来診断でいう「うつ病」、ICD-10でいう「うつ病エピソード」を発症していたものと認められ、発症時期は、平成10年6月下旬頃と考えられる。」とうつ病を発症していたことを認めている。また、「本人は、全国中学校バドミントン大会の準備を自殺前1か月の間に長時間行ったとされているが、そのことが上記精神疾患に加え疲弊状態を引き起こし、自殺に至った可能性がある。」としている。

このように地方公務員災害補償基金宮城県支部は、被災職員が平成10年6月下旬頃にうつ病を発症しており、その上で、バドミントン大会の長時間にわたる準備によって疲弊状態を引き起こし、自殺に至った可能性がある」と認定しているのである。全国中学校バドミントン大会の準備が、「公務」と認定されれば、

当然に本件被災が「公務上」のものと認定されるはずである。

全国中学校バトミントン大会の準備は、「公務」であることは前述したとおりであり、本災害の原因は、「公務」の過重であることは明らかであるので、「公務上の災害」と認定されるべきである。